

八尾市地域就労支援基本計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第3次八尾市地域就労支援基本計画に基づき、働く意欲を持ちながら、就労に際して困難な課題を抱える人々の自立・就労を支援するために、必要な施策を推進することを目的とする。

(構成)

第2条 八尾市地域就労支援基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）は、別表に定める委員をもって組織する。

2 委員会には、委員の他にオブザーバーを置くことができる。

(委員会)

第3条 委員会には、委員長をおく。委員長は委員の互選により選出する。

2 委員会の議長は、委員長が当たる。

3 委員会は委員長が随時招集する。

4 委員長は必要があると認めるときは、委員でない者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(任期)

第4条 委員は市長が委嘱または任命し、委員の任期は委嘱または任命の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の任務)

第5条 委員会は次の任務を行うものとする。

(1) 第3次八尾市地域就労支援基本計画の推進に関すること

(2) その他、目的達成に必要な事業

(謝礼)

第6条 委員には下記に定める額を支給する。

学識経験者・・・21,000円

その他・・・8,000円

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、魅力創造部労働支援課内におく。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定

める。

附則

この要綱は、平成16年11月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年2月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

区 分	団 体 名 等
学識経験者	
関係行政機関	布施公共職業安定所
	大阪府商工労働部
関係団体	
八尾市関係課	人権ふれあい部 人権政策課長
	桂人権コミュニティセンター館長
	安中人権コミュニティセンター館長
	健康福祉部 地域共生推進課長
	生活福祉課長
	高齢介護課長
	障がい福祉課長
	こども若者部 こども若者政策課長
	こども施設運営課長
	教育委員会 学校教育推進課長
	魅力創造部 労働支援課長